

特定非営利活動法人 おおつきエコビレッジ

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 おおつきエコビレッジ という。
その英文は NPO Otsuki Eco Village という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山梨県大月市富浜町鳥沢 9 5 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は大月市富浜町鳥沢地区の遊休農地、未整備の山林・原野、桂川隣接地を含む 10 ヘクタールの土地をコアに広く大月市に存する豊かな各種の資源を活用し、富士北麓東部地域住民に対して、大月市民を中心とした地域活性化を都市生活者、産官学等と協働し、先人の文化、技術を継承しつつ、環境と調和の取れた地域の活性化、人づくり、ものづくりを実現させる活動・事業を行い、子々孫々に残し得る持続可能な循環社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

ゴミ、廃棄物のリサイクル、処理およびその処理場に関する調査研究、運営事業
遊休化、荒廃した農地の保全に関する調査研究、運営事業
山林、里山、未利用地に関する資源調査、整備、活用事業
労働・食事を通じて健康の増進を図るための調査研究、およびその運営に関連する事業
自然体験、農業体験、建築体験等課外教育に関する調査研究およびその運営に関連する事業
地域の人材、施設等、産業、遺産、資源の利・活用を図るための調査研究、提案、管理運営、
およびそれらの受託事業
伝統文化、技術の復興および継承に関する調査研究、運営事業
前各号の活動を推進する為の情報収集、調査研究、ビジネスモデル構築およびそれらの普及啓
発事業

その他本法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

各種イベントの企画、制作、演出に関する事業

農林産物品等の生産加工および販売に関する事業

各種飲食事業

公共事業等受託事業

～ に附帯する一切の事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正 会 員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) その他会員

理事会が別に規則に於いて定めた会員

(入会)

第 7 条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 本法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。

(2) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(3) 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 8 条 この法人の正会員になろうとする者は、会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 会費の額は、別に理事会に於いて定める。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

正当な理由無く、会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することがで

きる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員・参与・顧問

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上25人以下
- (2) 監事 1人以上5人以下

2 理事のうち1人を理事長とし、専務理事を1人、常務理事を2人、庶務担当理事を1人置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は、正会員の中から理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 特定非営利活動を行うにあたって、人間としての社会性をもつこと。
- (2) この法人の設立趣旨および目的に対する共鳴性をもつこと。
- (3) この法人の経営面におけるマネジメント能力をもつこと。
- (4) この法人の活動における実績をもつこと。

(5) この法人の活動に対して強い意欲をもち、且つ積極的に行動し、この法人の活動の手本となること。

3 理事長及び専務理事、常務理事、庶務担当理事は理事会に於いて理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 専務理事、及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

3 庶務担当理事は、事務局を担当する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任および事業年度の中途での理事選任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 第14条第2項の理事条件において役員としてふさわしくないとき。

2 正会員は、次の2つの条件を満たせば事業年度の中途でも理事になることができる。

ただし、これにより理事になった場合は、書面にてその旨を正会員に告知しなければならない。

- (1) 本人が書面にて、理事長に対し、その旨を記し、提出し、この法人の理事として、第14条第2項の理事条件を備えていると、理事会が選任議決したとき。
- (2) 理事定員に欠員があるとき。

(報酬等)

第19条 役員の内、理事の報酬に関しては、理事会で決めるものとする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(参与・顧問)

第20条 この法人に参与10人以内、顧問20人以内を置くことができる。

- (1) 参与は、地域に通じ、地域、社会への功労を認められた者または、この法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- (2) 顧問は、学識経験者、社会的功労者または、この法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 監事の選任または解任、職務及び、報酬
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から理事長が選出する。

ただし、第24条第2項第3号による召集があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員が10人以上出席した場合に開催する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が著名、押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 理事の選任、解任、報酬、職務
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはファックスをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて召集するときは、この限りではない。

（定足数）

第35条 理事会は、理事5名以上が出席した場合に開会することとする。

（議長）

第36条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

（議決）

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。た

だし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面による議決)

第 39 条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については理事が書面または、ファックスで賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の 2 種類とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他事業に関する会計の2種類とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、大月市に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(事務局)

第58条 この法人は、事務を処理する為、事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(委員会)

第59条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、または、事業を遂行する。

3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。